

# 用語集

| 用語 |                     | 用語解説                                                                                                                           |
|----|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア  | 阿武隈川流域別下水道整備総合計画    | 下水道法に基づき策定される下水道整備に関する総合的な基本計画で都道府県が策定する。                                                                                      |
| オ  | 汚水処理施設              | 家庭や事業所から排出される汚水を処理する施設のこと。                                                                                                     |
|    | 汚水処理人口普及率           | 行政人口に対する、汚水処理施設（下水・農業集落排水・合併処理浄化槽等）の処理人口の割合。                                                                                   |
| カ  | 改築                  | 対象施設の全部または一部の再建設あるいは取り替えを行うこと。                                                                                                 |
|    | 合併処理浄化槽整備重点地区       | 当面公共下水道が整備されない、事業認可区域以外の住居系の市街化区域について、合併処理浄化槽の整備を促進し公共用水域の保全等を図る地区。                                                            |
|    | 管渠                  | 下水を収集し、排除するための施設で、污水管渠、雨水管渠、合流管渠、遮集管渠の総称。またその設置方法により、暗渠（地下に埋められた管渠）と開渠（地上部から見える水路等）に区分される。                                     |
|    | 官民連携                | 官庁と民間企業が協働して公共サービスを提供するための方法。                                                                                                  |
| ケ  | 下水道整備進捗率            | 下水道全体計画区域内人口に対する、下水道整備人口の割合。                                                                                                   |
| コ  | 公共用水域               | 河川、湖沼、港湾などの公共の用に供される水域、及びこれに接続する水路のこと。                                                                                         |
|    | 更新                  | 改築のうち、対象施設の全部の再建設あるいは取り替えを行うこと。（対象施設の一部を取り替えることは修繕または長寿命化という。）                                                                 |
|    | 国立社会保障・人口問題研究所の推計手法 | 人口変動要因である出生、死亡、国境を跨ぐ人口移動について、それぞれの要因に関する実績統計に基づいた人口統計学的な投影手法によって男女年齢別に仮定を設け、将来の人口を推計する手法。                                      |
|    | コミュニティプラント          | 新規に造成される団地や、既存の集落等、定住地域を中心にし尿や生活雑排水を公共用水域に放流できるよう処理する共同浄化槽で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第八条１項で定められたし尿処理施設で、「浄化槽法」第二条１項で定められた浄化槽以外のものをいう。 |

| 用語 |                                  | 用語解説                                                                                                                      |
|----|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| シ  | 市街化区域                            | すでに市街化を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。                                                                         |
|    | 市街化調整区域                          | 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図ることを目的とし市街化を抑制する区域。                                                                                  |
|    | 事業認可                             | 公共下水道の管理者が公共下水道を設置にあたりあらかじめ都道府県知事の許可を受けること。                                                                               |
|    | 持続可能な污水处理システム構築に向けた都道府県マニュアル     | 都道府県が市町村と連携して、着実に実行可能な都道府県構想（市町村全域における、各種污水处理施設の整備・運営管理について、適切な役割分担の下、計画的に実施することを示す構想）を策定するための一般的な検討手順や内容を示したもの。          |
|    | 浄化槽法                             | 浄化槽によるし尿等の適正な処理を図るために必要な事項を規定した法律。                                                                                        |
|    | 将来人口推計                           | 将来の出生、死亡及び国際人口移動について仮定を設け、これらに基づいて将来の人口規模並びに年齢構成等の人口構造の推移について推計したもの。                                                      |
| ス  | 水質検査                             | 浄化槽法による「水質に関する検査」のこと。施設の管理者は施設が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを確認を受けなければならない。                                            |
|    | 水洗化                              | 住宅等におけるトイレを、水洗式の衛生的な施設に変えること。                                                                                             |
| タ  | 第 6 次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン（福島市総合計画） | 福島市のまちづくりに関する最上位の計画で、まちづくり基本ビジョン、実行プランの 2 つの階層で構成される。基本ビジョンでは目指すべき将来のまちの姿やまちづくりを進めるにあたっての基本的な考え方、施策の方向性などを総合的かつ体系的に示している。 |
|    | 耐用年数                             | 減価償却資産（時の経過等によって価値が減っていく資産）が使用に耐える年数で、下水道施設の標準的な耐用年数は、管渠及びポンプ場、処理場の土木・建築構造物で概ね 50 年、機械・電気設備で概ね 10～30 年とされている。             |
|    | 単独公共下水道                          | 公共下水道のうち、処理区域内に終末処理場を有するもの。                                                                                               |

| 用語 |                 | 用語解説                                                                                                                     |
|----|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| チ  | 地方公営企業法         | 地方公共団体の経営する企業の組織・財務・職員の身分について定めた法律。                                                                                      |
| ト  | 都市基盤（施設）        | 道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設。                                                               |
| フ  | 福島市污水处理施設整備基本構想 | 福島市の污水处理施設整備に関して基本的な方向を明らかにし、今後の施設整備を計画的に推進することを目的とした構想。（平成 19 年 3 月作成）                                                  |
|    | 福島市下水道事業経営戦略    | 『福島市下水道ビジョン』に基づき各施策を実施するにあたり、投資とその財源について具体的にし、中長期的視点に立った持続可能な経営の見通しを示したもの。計画期間は令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間。               |
|    | 福島市公共下水道事業計画    | 全体計画区域のうち、概ね 5～7 年の間に整備すべき区域について定めた計画。                                                                                   |
|    | 福島市公共下水道全体計画    | 公共下水道整備を行うため、人口や産業の動向を把握し、将来的な公共下水道の配置計画や整備区域などの方向付けを定める基本となる計画。                                                         |
|    | 福島市下水道ビジョン      | 『福島市総合計画』に示される基本構想の重点施策としての「環境にやさしい美しいまちづくりの推進」を実現するため、下水道サービス維持・向上を目指し、下水道事業のあり方や今後の進むべき方向を明らかにするもの。<br>（平成 27 年 7 月作成） |
|    | 福島市浄化槽補助金制度     | 下水道整備事業認可区域、農業集落排水事業認可区域以外の地域で市税の滞納がない方に対して合併処理浄化槽の設置や既存の単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去など費用の一部を補助する制度。                                |
| ミ  | 民間開発に伴う集合処理     | ⇒「（コ）コミュニティプラント」参照                                                                                                       |
| リ  | 流域関連公共下水道       | 公共下水道のうち、流域下水道に接続する処理区域のもの。                                                                                              |
| レ  | 連担              | 区画をまたいで建築物ないし街区が繋がっていること。                                                                                                |
| ロ  | 老朽化             | 下水道施設は管路施設・処理施設・ポンプ場施設に分類され、管路管渠は、老朽化が進行するとクラック（ひび）からの浸入水や管路の腐食が発生する。                                                    |